

# 国立大学法人東京医科歯科大学キャリアアップ教員規則

令和2年12月25日  
規則第138号

(趣旨及び目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）のダイバーシティ&インクルージョンの推進宣言による基本方針及びアクションプランに基づき、本学における女性の活躍を促進し、優秀な女性教員のキャリアアップを積極的に支援することを目的として、優秀な女性教員の上位職登用（以下「キャリアアップ教員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 キャリアアップ教員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教授（キャリアアップ）
- (2) 准教授（キャリアアップ）
- (3) 講師（キャリアアップ）

2 キャリアアップ教員の名称は、選考により付与する。

3 キャリアアップ教員は、本学における男女共同参画、ダイバーシティの推進に関わるものとする。

(資格)

第3条 キャリアアップ教員の名称を付与できる者は、本務が次の一に該当する者のうち、教育、研究、診療の3領域のいずれか1領域以上で卓越した業績を挙げ、名称にふさわしい人格、見識を備えた者とする。

- (1) 教授（キャリアアップ） 本学の准教授
- (2) 准教授（キャリアアップ） 本学の講師
- (3) 講師（キャリアアップ） 本学の助教

2 前項にかかわらず、現に、外部資金により雇用している者は対象外とする。

(選考の方法)

第4条 原則として、キャリアアップ教員の選考は、当該部局からの推薦に基づき、学生支援・保健管理機構の選考を経て、人事委員会が行う。ただし、大学の運営上学長が特に必要と認める場合におけるキャリアアップ教員の選考は、前項の規定にかかわらず、学長が行う。

(付与期間)

第5条 キャリアアップ教員の名称を付与する期間（以下、「付与期間」という。）は、3事業年度以内とする。

2 前項の付与期間の最終事業年度に実施する昇任の審査（以下「昇任審査」という。）において、特に必要と認められた場合は、付与期間を延長（以下「延長期間」という。）することができる。

3 前項の延長期間は2年を上限とする。

4 前2項にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則

(平成16年規則第58号)第4条の2に該当する場合は、当該休業等の期間(当該任期中の期間に限る。)の範囲において延長できるものとする。

5 前項の延長をする場合においては、第2項による延長期間を妨げないものとする。

6 第1項、第2項及び第4項の期間は、現に在職する職に任ぜられている期間に限り、昇任、退職により、職位の変更があった場合又は職員としての身分を失った場合には当該期間は終了する。

(通知)

第6条 キャリアアップ教員の名称を付与する場合には、別紙様式により、その旨を本人に通知する。

(昇任審査)

第7条 キャリアアップ教員については、第5条の付与期間中において、昇任審査を経て、審査の結果、上位職へ昇任することができる。

2 キャリアアップ教員の昇任審査の取扱いは、別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学キャリアアップ教員の昇任審査に関する申し合わせ」による。

(付与の取消し)

第8条 名称を付与された者が、前条の規定により上位職へ昇任した場合には、付与を取消すものとする。

2 名称を付与された者が、付与期間中に本学の規則により遵守すべき事項に違反した場合には、その影響等を踏まえて、付与を取消することができる。

(キャリアアップ支援手当)

第9条 キャリアアップ教員に対して、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則第35条に基づき、キャリアアップ支援手当を支給する。

2 キャリアアップ支援手当は、月額30,000円とする。

3 第5条第2項による延長期間にあってはキャリアアップ支援手当は支給しない。

4 キャリアアップ教員が休職又は休業を取得する場合、当該期間中、キャリアアップ支援手当は支給しない。

5 第5条第4項による延長期間についてはキャリアアップ手当を支給するものとする。

(その他)

第10条 特別の事情により、この規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月14日規則第93号)

1 この規則は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年4月1日前に名称付与されたキャリアアップ教員の名称付与期間については、当該教員が所属する分野等の教授(分野長)が定年退職する場合にあっては、教員任期にかかる新ルール(令和3年7月29日役員会承認)に基づく教員任期にかかわらず、別に定めるものとする。



（ 氏 名 ）

国立大学法人東京医科歯科大学准教授（キャリアアップ）  
（又は講師（キャリアアップ））の名称を付与する

付与の期間は                      年              月              日までとする

年              月              日

国立大学法人東京医科歯科大学長